

広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について

1 改定の趣旨

令和2年3月に、「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を改定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標として掲げ、令和4年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、一定の改善は図られてきたものの、目標達成には至っていないことから、今後より一層、学校における働き方改革や業務改善に向けた取組を推進し、本県が「目指す姿」を早期に実現していくため、令和5年3月に本方針を改定した。

2 目標・成果指標の達成状況等（県立学校）

(1) 子供と向き合う時間の確保

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合（目標：80%以上）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
69.8%	72.9%	70.8%	72.5%

(2) 超過勤務の縮減

（目標：教員の時間外在校等時間 年 360 時間以内及び月 45 時間以内）

- 年間の時間外在校等時間の平均

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度*
462 時間 40 分	368 時間 14 分	355 時間 28 分	353 時間 6 分

- 月 45 時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度*
19,896 人 (34.5%)	12,727 人 (22.4%)	11,524 人 (20.4%)	11,326 人 (20.3%)

- 月 80 時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度*
4,872 人 (8.5%)	795 人 (1.4%)	406 人 (0.7%)	491 人 (0.9%)

※ 令和4年度の達成状況について、令和5年3月改定の取組方針には、4月～12月までの実績値に令和3年度の1月～3月の実績値を加えた「推計値」を記載しているため、当資料に記載する「実績値」とは異なる。

3 目標・成果指標の未達成の主な要因

(1) 子供と向き合う時間の確保

- 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られているとはいえない。
- 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

(2) 超過勤務の縮減

- 特定の教員に業務量の多い校務分掌が集中していたり、教員が円滑に業務を行うためのICT環境が十分に整っていない。
- 管理職による教員の勤務時間の適正な管理が十分とはいえない。

4 改定後の取組方針の内容

(1) 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

(2) 取組期間

令和5年度から令和7年度まで（3年間）

(3) 目標・成果指標

- ・ 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 80%以上
- ・ 教員の時間外在校等時間 原則として年360時間以内及び月45時間以内

(4) 取組の柱・重点的に取り組む項目

取組の柱	重点的に取り組む項目
学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	《県教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置の検討 ・ 学校におけるICT環境の整備 ・ 教員が真に担うべき業務の精選
部活動指導に係る教員の負担軽減	《県教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校における部活動の将来的な在り方や指導体制についての検討 《学校の管理職》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や各学校が策定した部活動の方針に基づく部活動休養日や活動時間の徹底
学校における組織マネジメントの確立	《県教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の勤務時間の適正な管理に向けた検討 ・ 県教育委員会が実施する研修方法の見直しや内容の充実 《学校の管理職》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の勤務時間の適正な管理の徹底 ・ 教職員の業務の適正化や平準化、学校行事等の精選や省力化
教職員の働き方に対する意識の醸成	《県教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の働き方改革に対する機運の醸成 ・ 県教育委員会が実施する研修内容の充実 《学校の管理職》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的なコミュニケーション等による、教職員の働き方改革に対する理解促進

※ 重点的に取り組む項目以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。

5 令和5年度の取組の方向性

- ・ 改定後の本方針に基づく取組の着実な推進
- ・ 学校における働き方改革や教員の超過勤務の縮減を加速させる具体策を講じていくため、県独自の「教員勤務実態調査」を6月に実施（市町立学校：抽出、県立学校：悉皆）

学校における働き方改革取組方針(令和5年3月改定)【概要】

令和5年3月 広島県教育委員会

改定の趣旨

令和2年3月に、国の法改正や指針の策定を受け、教員の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間以内、月45時間以内」と規則で定めたことに伴い、本方針を改定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標として掲げ、令和4年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、一定の改善は図られてきたものの、目標達成には至っていないことから、今後より一層、学校における働き方改革や業務改善に向けた取組を推進し、本県が「目指す姿」を早期に実現していくためにも、本方針をより実効性のあるものに改定する。

令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況

≪目標・成果指標の達成状況≫

○ 子供と向き合う時間の確保

- ・ 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員(管理職を除く。)の割合 80%以上
令和4年度 72.5%(令和元年度 69.8%)

○ 超過勤務の縮減

- ・ 在校等時間^{*1}から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内^{*2}
(教員全体の状況)

一月当たりの時間外在校等時間(年平均) **令和4年度^{*3} 29時間6分**(令和元年度 38時間33分)

年間の時間外在校等時間の平均 **令和4年度^{*3} 349時間12分**(令和元年度 462時間40分)

月45時間超教員の割合 **令和4年度^{*3} 19.6%**(令和元年度 34.5%)

^{*1} 次の(ア)及び(イ)に掲げる時間から(ウ)及び(エ)に掲げる時間を除いた時間

(ア) 校内に在籍している時間

(イ) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

(ウ) 正規の勤務時間(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

(エ) 休憩時間

^{*2} 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

^{*3} 4月～12月までの実績値に、令和3年度の1月～3月の実績値を加えた推計値

現状分析と課題

○ 子供と向き合う時間の確保

⇒ 県立学校全体の平均は72.5%であり、いずれの校種も目標を達成できていない。

≪未達成の主な要因の一例≫

- ・ 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られているとはいえない。
- ・ 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

○ 超過勤務の縮減

⇒ 県立学校全体の年間の時間外在校等時間の平均は349時間12分となっているが、年360時間を超える教員が一定数いる。また、月45時間超の教員数は、10,958人(年間延べ人数の推計値)となっている。

≪未達成の主な要因の一例≫

- ・ 特定の教員に業務量の多い校務分掌が集中していたり、教員が円滑に業務を行うためのICT環境が十分に整っていない。
- ・ 管理職による教員の勤務時間の適正な管理が十分とはいえない。

目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

期間

令和5年度～令和7年度

目標・成果指標

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員(管理職を除く。)の割合 80%以上
- 在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

取組の柱

引き続き、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- ① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- ② 部活動指導に係る教員の負担軽減
- ③ 学校における組織マネジメントの確立
- ④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

重点的に取り組む項目

① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置の検討
- 学校におけるICT環境の整備
- 教員が真に担うべき業務の精選

【取組主体】

- 県教育委員会
- ◇ 学校の管理職

② 部活動指導に係る教員の負担軽減

- 県立学校における部活動の将来的な在り方や指導体制についての検討
- ◇ 県や各学校が策定した部活動の方針に基づく部活動休養日や活動時間の徹底

③ 学校における組織マネジメントの確立

- 教職員の勤務時間の適正な管理に向けた検討
- 県教育委員会が実施する研修方法の見直しや内容の充実
- ◇ 教職員の勤務時間の適正な管理の徹底
- ◇ 教職員の業務の適正化や平準化、学校行事等の精選や省力化

④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

- 教職員の働き方改革に対する機運の醸成
- 県教育委員会が実施する研修内容の充実
- ◇ 日常的なコミュニケーション等による、教職員の働き方改革に対する理解促進

※ 重点的に取り組む項目以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。